TAX NEWS

―仮想通貨・フリマアプリの課税関係について―

今回は、仮想通貨とフリマアプリの課税関係について取り上げたいと思います。

◆ 仮想通貨について

最近話題のビットコインですが、国税庁 HP のタックスアンサーで、ビットコインを使用することによって生じた利益は事業に係るもの以外は**「雑所得」**に該当すると明示されています。

総合課税の雑所得になるので、ビットコイン同士の損益や公的年金等の雑所得内での損益通算はできますが、申告分離課税の FX や株式等との損益通算はできませんので、注意が必要です。

では、どのタイミングで課税対象となるのでしょうか？

ビットコインの使用形態	課税時期	課税対象となる金額
日本円等に換金	換金時	ビットコイン取得価格から換金時の値上がり益
資産を購入	購入時	ビットコインの取得価格と購入した資産に係るビットコインの値上がり益
別の仮想通貨とトレード	トレード時	交換によって増加したビットコインの利益

※事業として継続的にビットコイン取引を繰り返している場合や、その収入によって生計を立てていることが客観的に明らかな場合は、事業所得となります。

◆ フリマアプリについて

スマートフォンの普及に伴い、個人同士が衣料品等を自由に売買できるスマートフォン専用のアプリ「フリマアプリ」の市場が急速に拡大しています。CM でご覧になったこともあるのではないでしょうか。

一定の貴金属を除き、自身や配偶者等の家具・衣服などの譲渡による所得は非課税とされていますが、転売目的で商品を購入・転売する場合は非課税とはなりませんので、注意が必要です。

◆ 注意事項

① 仮想通貨・フリマアプリ等で得た所得が 20 万円を超えると、雑所得として確定申告が必要となります。

② 確定申告（事業所得や医療費控除、2 ヶ所給与のため）を行っている方は、たとえ上記所得が 20 万円以下であったとしても、他の所得とあわせて申告をする必要があります。

③ 所得が 20 万円以下で確定申告の必要がなくても、住民税の申告は必要となります。
※住民税の申告について詳しくは、お住まいの自治体の HP でご確認ください。

国税庁 HP で重点的に実地調査している項目として、「インターネット取引を行っている個人」が挙げられており、今後も積極的に調査が実施されるようですので、申告漏れがないよう気を付けていきたいですね。確定申告の要否などご不明な点ございましたら、お気軽に担当者までご相談ください。

参考：国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」、税務通信　　（文責　丸山　博子）